

東京工科大学動物実験実施規程

(目 的)

第1条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）に定める基本原則に則り、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省告示）及び実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省告示。以下総称して「関係告示」という。）に基づき、東京工科大学（以下「本学」という。）において動物実験を実施する手続き及び実施する際に遵守すべき事項を示し、科学的にはもとより、動物福祉の観点からも適正な動物実験を実施するとともに、人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び人の生活環境を保全することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程に用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験とは、教育研究のために生きている実験動物に何らかの拘束、処置を加えることをいう。
- (2) 実験動物とは、動物実験に供するために本学に持ち込まれる哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 実験責任者とは、個々の動物実験の遂行について直接責任を負う者であり、当該動物実験に用いる実験動物の生理、生態、習性及び動物実験において執るべき安全確保について熟知した者をいう。
- (4) 実験従事者とは、動物実験に従事する者をいう。
- (5) 実験施設とは、実験動物の飼養又は保管及び動物実験を実施する施設をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施されるすべての動物実験に適用する。

2. 前条第2号以外の動物を利用する実験においても、この規程の主旨を尊重しなければならない。

(遵守義務)

第4条 実験責任者は、動物を教育、研究等の科学上の利用に供する場合には、その利用の目的を達成することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に変わりうるものを利用することはもとより、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により、動物を適切に利用することに配慮しなければならない。

2. 実験責任者及び実験従事者（以下「実験責任者等」という。）は、この規程並びに動物愛護法及び関係告示を遵守し、動物実験の適正な実施に努めなければならない。

(動物実験の実施)

第5条 動物実験を実施しようとする者は、実験責任者を定めて、この規程に基づく所定の手続きを経て、学長の承認を得なければならない。

(実験責任者の職務)

第6条 実験責任者は、次の各号の職務を行う。

- (1) 実験計画の立案及び申請に関すること

- (2) 承認を受けた実験計画の変更又は継続に係わる申請に関すること
- (3) 動物福祉に係わる必要な措置に関すること
- (4) 当該動物実験の適切な管理・監督等動物実験の安全確保に関すること
- (5) 実験従事者の健康に関すること

(委員会)

- 第7条 学長は、本学に東京工科大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置し、学内における実験の適正化を図らなければならない。
2. 委員会は、学長からの諮問を受け、実験責任者から提出された動物実験計画が、この規程及び関係告示に適合しているか否かの審査を行い、その結果を動物実験審査結果報告書（様式3）により学長に報告しなければならない。ただし、委員は、自己が実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。
 3. 委員会は、実験責任者から実施している動物実験について、安全の確保及び動物福祉に係わる必要事項に関し、当該動物実験の実施内容に応じ定期的に報告を求めることができるものとし、当該報告に基づき必要により学長に助言又は勧告を行うものとする。
 4. 委員会は、審査した実験計画が遺伝子組換え実験に該当する、又は該当する可能性がある場合は、第2項に定める審査結果の報告内容に遺伝子組換え実験に関する審査が必要であるとの意見を加えなければならない。

(実験計画の立案)

- 第8条 実験責任者は、動物実験の範囲を教育・研究の目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な実験動物の選択及び実験方法の検討を行うとともに、必要により委員会又は実験動物の専門家の意見を求める等により、有効適切な動物実験が実施できるよう実験計画を立案しなければならない。

(申請手続き)

- 第9条 第5条に定める手続きは、実験責任者が動物実験承認申請書（様式1）に動物実験実施計画書（様式2）を添えて、あらかじめ実験責任者が所属する組織の長（以下「学部長等」という。）に動物実験の実施に関し了承を得た後に学長に申請するものとする。また、実験計画を継続又は変更する場合も同様とする。

(実験計画の承認)

- 第10条 学長は、申請のあった実験計画について、委員会に意見を求め、その結果を考慮のうえ、当該実験計画の実施について承認の可否決定を行うものとする。
2. 学長は、前項に基づき承認の決定を行った場合は、すみやかに動物実験実施承認通知書（様式4）により、実験責任者に通知するとともに、当該学部長等にその写しを送付するものとする。
 3. 学長は、委員会から第7条第4項の意見があった場合は、承認の可否決定を保留し、実験責任者に対し東京工科大学遺伝子組換え実験実施規程に基づく審査が必要であることを通知しなければならない。
 4. 学長は、前項に基づき承認の可否決定を保留した実験計画については、遺伝子組換え実験に関する東京工科大学環境・安全委員会の審査結果を考慮のうえ承認の可否決定を行うものとする。

(実験の改善勧告、実験の一時停止命令及び承認の取消し)

- 第11条 学長は、第7条第3項に基づき、承認を与えた動物実験に関し、この規程及び関係告示への適合及び動物福祉の観点から、動物実験の安全性及び倫理的な

疑いを生じた場合には、実験方法の改善勧告、実験の一時停止命令及び承認の取消しを行うことができるものとする。

2. 学長は、前項に定めるいずれかの決定を行った場合は、承認済み動物実験に関する通知書（様式5）により、実験責任者に通知するとともに、その写しを当該学部長等に送付するものとする。

（実験従事者の変更）

第12条 実験責任者は、承認を受けた動物実験において、その実験実施期間中に実験従事者を変更する必要がある場合は、動物実験従事者変更届（様式6）により学長に届け出るものとする。

2. 学長は、前項の届出があった場合は、必要により委員会に意見を求め実験従事者の変更の適否を判断するものとする。

（定期報告）

第12条の2 実験責任者は、承認を受けた動物実験の実施状況について、実験期間中の毎年度末に動物実験定期報告書（様式8）により委員会に報告を行わなければならない。

（実験の終了報告）

第13条 実験責任者は、承認された動物実験を終了又は中止した場合は、動物実験終了（中止）報告書（様式7）により学長に報告するものとする。

2. 学長は、提出された動物実験終了（中止）報告書の内容に関し、必要に応じ委員会に意見を求める等により、当該動物実験が適正に実施されたか否かの確認をするものとする。

（実験動物の選択）

第14条 実験責任者は、実験目的に適した動物種の選択、実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質、飼養条件を考慮し、適正な実験動物を選択しなければならない。

（実験動物の導入）

第15条 実験責任者は、実験動物の導入に際しては、発注条件及び導入された実験動物の異常、死亡の有無等を確認するとともに、その実験動物の状態及び輸送方法、輸送時間等に応じ、必要により適切な検疫を行い、その方法及び結果を記録しなければならない。

（実験動物の飼養）

第16条 実験責任者は、実験動物の飼養については、その生理、生態、習性等に応じて適切な設備を設けなければならない。

2. 実験責任者等は、実験動物の生理、生態、習性等を理解のうえ、愛情をもって飼養し科学上の利用に供するように努めるとともに、次の各号に留意し、実験動物の健康保持に努めなければならない。
 - (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ動物実験の目的に支障を及ぼさない範囲で適切に給餌、給水等を行うこと
 - (2) 実験動物が実験の目的に係わる傷害以外の傷害を負い、又は実験の目的に係わる疾病以外の疾病に罹患することを予防する等必要な健康管理を行うこと

(実験操作)

第17条 実験責任者等は、科学的にはもとより動物福祉の観点からも、動物実験の目的に支障を及ぼさない範囲内で、適切な麻酔薬又は鎮静剤等を投与することにより、できるかぎり実験動物に無用な苦痛を与えないようにするとともに、保温等の適切な処置を講じなければならない。

2. 実験責任者等は、動物実験の目的のため必要により実験動物を安楽死させる場合は、適切な麻酔薬又は鎮静剤等の投与後に頸椎脱臼等の方法により、できるかぎり実験動物に無用な苦痛を与えないようにしなければならない。

(実験終了後の処置)

第18条 実験責任者等は、動物実験を終了し、又は中断した実験動物において、回復する見込みのない状態に陥っている場合には、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与又は頸椎脱臼等の化学的又は物理的方法によって実験動物にできる限り苦痛を与えないように処分しなければならない。

2. 実験責任者等は、実験動物の死体については、人の健康及び生活環境を損なわないよう適切な処理を行わなければならない。

(安全管理に特に注意を払う必要のある実験)

第19条 実験責任者は、物理的又は化学的な材料あるいは病原体を取扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼養環境の汚染により実験動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることのないよう十分に配慮しなければならない。

2. 実験責任者は、遺伝子導入動物を取り扱う動物実験においては、実験施設に当該実験動物の習性に応じた適切な逃亡防止策を講じなければならない。

(生活環境の保全)

第20条 実験責任者は、実験動物の汚物等の適切な処理を行うとともに、実験施設を常に清潔に保つことにより微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生を防止し、生活環境の保全に努めなければならない。

(危害防止)

第21条 実験責任者は、実験動物の飼養、保管及び動物実験の実施においては、当該動物実験に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じなければならない。

2. 実験責任者は、実験動物が逸走しない構造及び強度の実験施設を確保することにより逸走による事故の防止に努めるとともに、実験動物が逸走した場合の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生防止に努めなければならない。また、実験動物が実験施設外へ逸走した場合においては、速やかに委員会委員長及び大学事務局業務課（以下「業務課」という。）に連絡しなければならない。
3. 業務課は、前項の連絡を受けたときは、必要により別表の緊急連絡体制に従い、関係各署に連絡しなければならない。
4. 実験責任者は、実験従事者が実験動物に由来する疾病に罹患することを予防するための必要な措置を講じなければならない。
5. 実験責任者は、地震、火災等の非常災害に際して採るべき緊急措置を定め、非常災害が発生したときは速やかに実験動物を保護するとともに、実験動物による事故の防止に努めなければならない。

(教育訓練)

第22条 学長は、実験従事者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識や関係法令等の修得を目的とした教育訓練の実施、その他実験従事者の資質向上を図るための必要な措置を講じなければならない。

(自己点検・評価及び情報の公開)

第23条 学長は、本学における動物実験の実施に関する透明性を確保するため、実施している動物実験の、動物愛護法及び関係告示並びにこの規程への適合性に関し点検及び評価を行うとともに、その結果及び実験動物の飼養及び保管の状況等に関し、年1回程度適切な手段により公開しなければならない。

(庶務)

第24条 この規程に基づく庶務は、業務課が行う。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、委員会及び大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成18年9月20日から施行する。
2. 遺伝子組換えにかかわる動物実験及び遺伝子導入動物を取り扱う動物実験については、実験施設が整備されるまでの間は、実施することができないものとする。
3. 実験動物の飼養又は保管を伴う動物実験については、実験施設が整備されるまでの間は、実験動物種がネズミ・ラット・ウサギの場合に限り実施することができるものとする。
1. この改正規程は、平成23年12月1日から施行する。